

資料 提 供
 令和3年9月6日
担 当 : 広島県対策本部
担当者 : 新型コロナウイルス
 感染症対策担当 渡部
直 通 : 082-513-2844

新型コロナウイルス感染症の患者の発生について

令和3年9月4日(土)及び5日(日)に、新型コロナウイルス感染症の患者が37例確認されました。新型コロナウイルス感染症の患者の発生は県内19919～19955例目です。

本件については積極的疫学調査を行っており、現時点で把握している情報は次のとおりです。なお、県全体の直近7日間の10万人当たり新規報告患者数は53.8です。

【発生数】 5市4町で、10歳未満～90歳以上 計37名

【症状等の度合】 中等症1(40代1人)，軽症25，症状なし11

【入院等の状況】 入院中3，宿泊療養中4，調整中30

【他事例との関連】 濃厚接触者23，接触あり11，調査中3

【県外往来等※】 あり5

※ 発症（無症状は検体採取日）前14日以内の県外・海外との往来
 ・再陽性の患者はいません。

市町名／年代	10歳未満	10	20	30	40	50	60	70	80	90歳以上	合計
廿日市市					1			1	3	4	9
江田島市			4								4
東広島市		1	2	1	1						5
海田町		2		1							3
熊野町	2	1		2							5
府中町			1								1
坂町			1								1
三原市					1	1					2
尾道市			3	2	1		1				7
合計	2	4	11	6	4	1	1	1	3	4	37

【県民、事業者の皆様へ】

- 外出は、外出機会と時間を合わせて半分に削減（20時以降の外出は更に削減）してください。
- 徒歩・自転車通勤、時差出勤等を促すとともに、Web会議やテレワークの活用により、出勤者を7割削減するとともに、20時以降の勤務を抑制してください。
- 同居する家族以外での会食は控えてください。ただし、同居する家族以外での会食等にあって、物理的な対策等がとられている飲食店を利用する場合、居宅や屋外のキャンプ場等において飛沫感染防止や手指消毒、換気を徹底する場合を除きます。
- 県境を越える移動は、最大限、自粛するとともに、他の都道府県からの来訪者と面会する機会がある場合、感染リスクを考慮し行動してください（事業者においては、出張時期の変更やWeb会議への切替えなど）。

お願い

報道機関各位におかれましては、感染症法の精神に基づきプライバシー保護及び風評被害、患者・御遺族等の人権尊重・個人情報の観点から、提供資料の範囲内での報道に格段の御配慮をお願いします。